

既設管内調査工事仕様書

平成19年4月

東京都水道局

目 次

第1章 総則	-----	1
第1節 一般事項	-----	1
1.1.1 適用範囲及び一般事項	-----	1
1.1.2 管内作業が可能な呼び径	-----	1
1.1.3 安全管理	-----	1
1.1.4 提出書類	-----	1
第2節 管内調査	-----	1
1.2.1 調査の項目	-----	1
1.2.2 調査の方法	-----	2
1.2.3 報告書の提出	-----	2
1.2.4 報告書の構成	-----	2

第1章 総則

第1節 一般事項

- | | |
|-------------------|---|
| 1.1.1 適用範囲及び一般事項 | <ol style="list-style-type: none">1 この既設管内調査工事仕様書（以下「調査工事仕様書」という）は、東京都水道局の施工する管取替工事のうち既設管内配管工事の既設管内を調査する工事に適用する。2 調査工事仕様書及び特記仕様書並びに設計図に記載のない事項は、「配水管工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）の定めに準拠する。3 特記仕様書及び図面に記載された事項は、この調査工事仕様書に優先する。4 設計図書は、S I 単位を使用する。 |
| 1.1.2 管内作業が可能な呼び径 | <p>管内での作業を伴うものは、原則として挿入管の呼び径が 800 以上のものとする。</p> |
| 1.1.3 安全管理 | <p>工事中の安全管理については、標準仕様書（第 1 章総則第 4 節安全管理）の定めに準拠する。</p> |
| 1.1.4 提出書類 | <p>標準仕様書の規定（1.1.23）に基づき、工事関係書類を監督員に提出する。</p> |

第2節 管内調査

- | | |
|-------------|---|
| 1.2.1 調査の項目 | <ol style="list-style-type: none">1 測点のマーキング2 既設管の屈曲角の測定
既設管の屈曲角を、適正な方法（角度測量、継手部の隙間測定）により正確に測定する。3 実内径の測定
既設管の接合部において、上下、左右の 2 箇所の内径を測定し、管の実内径を測定する。4 延長測定と管長の測定<ol style="list-style-type: none">(1) 既設管の全延長を測定する。(2) 既設管 1 本ごとの寸法を測定する。5 水準測量
継手ごとに行う。6 仕切弁、空気弁等の呼び径、形式、管種、位置を調査する。7 分岐・連絡・伏越の位置、呼び径、管種等を調査する。 |
|-------------|---|

- 8 管内の発錆状況を調査する。
- 1.2.2 調査の方法 呼び径 800 以上の既設管路は、管内の直接調査とする。
また、呼び径 800 未満の管内調査方法は、テレビカメラ調査及び模擬管調査併用とする。
- 1.2.3 報告書の提出 調査完了後、報告書を提出する。この場合、報告書は A4 版に製本し、原図とともに提出する。なお、提出部数及び詳細等については別途特記仕様書で定める。
- 1.2.4 報告書の構成
- 1 一般平面図
調査区間を明示した平面図（呼び径、管種、附属施設位置、分岐・連絡等の位置、延長を明示した一覧図）
 - 2 線形図
既設管の現況（平面・縦断）を線形で表示する。この場合、管屈折部の曲げ角度と区間距離を明示する。
 - 3 配管計画図
既設管内への新設管の配管割付を明示する。その場合、新設管の各管長、管種等を明示する。
なお、屈曲部等については必要に応じ、別途詳細図（縮尺 1/50 程度）を作成する。
 - 4 既設管の屈曲角、実内径、新設管の使用材料等の一覧表。
 - 5 調査事項をまとめ、考察、見解を記述する。
 - 6 図面の縮尺は原則として、表－1 による。
ただし、小規模工事の縮尺は、原則として線形図 1/100、配管計画図 1/50 とする。

表－1

図面名称	縮尺
平面図	1/500
線形図	1/200
配管計画図	1/200

- 7 その他必要な事項